



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (第48号) 2866
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例 (第49号) 2867

規 則

- ◇川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (第81号) 2868
- ◇川崎市薬事法施行細則の一部を改正する規則 (第82号) 2868
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (第83号) 2870
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第84号) 2870

告 示

- ◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出 (第620号) 2871
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出 (第621号) 2871
- ◇自転車等の撤去と保管 (第622号) 2871
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第623号) 2872
- ◇道路区域の変更 (第624号) 2874
- ◇自転車等の撤去と保管 (第625号) 2874
- ◇道路区域の変更 (第626号) 2874
- ◇道路の供用開始 (第627号) 2874
- ◇国民健康保険被保険者証の無効 (第628号) 2875
- ◇川崎市人事行政の運営等の状況の公表 (第629号) 2875
- ◇町区域の設定及び変更案 (第630号) 2875

公 告

- ◇一般競争入札の執行 (第554号) 2877

- ◇開発行為に関する工事の完了 (第555号) 2885
- ◇川崎都市計画用途地域の変更 (第556号) 2885
- ◇川崎都市計画高度地区の変更 (第557号) 2886
- ◇川崎都市計画地区計画の変更 (第558号) 2886
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第559号) 2886
- ◇一般競争入札の執行 (第560号) 2886
- ◇一般競争入札の執行 (第561号) 2889
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第562号) 2889
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第563号) 2890
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第564号) 2890
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第565号) 2891
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第566号) 2891
- ◇一般競争入札の執行 (第567号) 2891
- ◇一般競争入札の執行 (第568号) 2893
- ◇一般競争入札の執行 (第569号) 2895
- ◇一般競争入札の執行 (第570号) 2896
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第571号) 2897
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第572号) 2897
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第573号) 2898
- ◇都市計画決定案の縦覧 (第574号) 2898
- ◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告 (第575号) 2898
- ◇道路位置の指定 (第576号) 2899
- ◇国土調査による地図及び簿冊の作成 (第577号) 2899
- ◇自主的環境影響評価準備書の公告 (第578号) 2899

書」に、「店舗管理者・営業所管理者)の兼務)を「薬局製造販売医薬品製造管理者・店舗管理者・医薬品営業所管理者・高度管理医療機器等営業所管理者)の兼務)に改める。

第9号様式中「薬局の管理者(店舗管理者・営業所管理者)兼務廃止届)を「薬局の管理者(薬局製造販売医薬品製造管理者・店舗管理者・医薬品営業所管理者・高度管理医療機器等営業所管理者)兼務廃止届)に、「あて先)を「宛先)に、「店舗管理者・営業所管理者)の兼務)を「薬局製造販売医薬品製造管理者・店舗管理者・医薬品営業所管理者・高度管理医療機器等営業所管理者)の兼務)に改める。

第10号様式中「あて先)を「宛先)に、「店舗管理者・営業所管理者)を「薬局製造販売医薬品製造管理者・店舗管理者・医薬品営業所管理者・高度管理医療機器等営業所管理者)に、

薬局(店舗・営業所)の名称
薬局(店舗・営業所)の所在地

を

薬局(製造所・店舗・営業所)の名称
薬局(製造所・店舗・営業所)の所在地

に改める。

第11号様式及び第13号様式中「薬事法)を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)に改める。

第15号様式中「あて先)を「宛先)に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年11月25日から施行する。(経過措置)
- 改正前の規則第4条第1項の規定により交付された薬局の管理者(店舗管理者・営業所管理者)兼務許可書は、改正後の規則第4条第1項の規定により交付された薬局の管理者(薬局製造販売医薬品製造管理者・店舗管理者・医薬品営業所管理者・高度管理医療機器等営業所管理者)兼務許可書とみなす。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票(第6号様式、第9号様式、第10号様式及び第15号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第83号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の81)を「100分の96)に、「100分の135)を「100分の165)に改め、同項第2号中「100分の73.5)を「100分の88.5)に、「100分の81)を「100分の96)に改め、同項第3号及び第4号中「100分の66)を「100分の81)に改める。

第8条の4第1項各号中「100分の32.5)を「100分の37.5)に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第84号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

別表第11カドミウム及びその化合物の項中「0.1ミリグラム)を「0.03ミリグラム)に改め、同表備考第7項第2号中「方法又は)を「方法、)に改め、「38.3に定める方法)の次に「又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法)を加え、同項第4号中「54の備考7)を「52の備考9)に改め、同項第5号中「方法)の次に「又は規格K0102の65.2.6に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。))を加え、同項第26号中「若しくは34.2)を「34.2若しくは34.4)に改め、同項第27号中「又は42.5)を「42.5又は42.6)に改め、「規格K0102の43.2.5)の次に「又は43.2.6)を加える。

別表第16カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム)を「0.003ミリグラム)に改め、同表備考第3項第2号中「方法又は)を「方法、)に改め、「38.3に定める方法)の次に「又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法)を加え、同項第5号中「方法)の次に

「(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)」を加え、同項第26号中「規格K0102の34.1に定める」を「規格K0102の34.1若しくは34.4に定める」に改め、同項第27号中「又は43.2.5」を「、43.2.5又は43.2.6」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から平成29年11月30日(金属鉱業及び溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。))に属する事業所においては、平成28年11月30日)までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に設置されている事業所(設置の工事がされているものを含む。)に係るカドミウム及びその化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から平成27年5月31日(この規則の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設(設置の工事がされているものを含む。)を設置する特定事業場(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項に規定する特定事業場をいう。))にあっては、平成27年11月30日)までの間は、改正後の規則別表第11の規定及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表(附則第2項関係)

排水指定物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	1リットルにつきカドミウムとして0.08ミリグラム
	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。) 非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	1リットルにつきカドミウムとして0.09ミリグラム
	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム

- 備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第1号に定めるところによるものとする。

告 示

川崎市告示第620号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成26年11月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 個人情報ファイル(新規)
 - ア 市長 1件
 - (2) 個人情報ファイル(変更)
 - ア 市長 4件
- 2 届出書
 - 別紙のとおり(省略)

川崎市告示第621号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成26年11月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 目的外利用
 - ア 市長 15件
 - (2) 外部提供
 - ア 市長 8件
 - イ 病院事業管理者 1件
 - ウ 消防長 8件
- 2 届出書
 - 別紙のとおり(省略)

川崎市告示第622号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、